2026年10月発行:TONPAL(富田林市立多文化共生・人権プラザ)
〒584-0024 富田林市若松町一丁目7番1号　電話:0721-24-0583　FAX:0721-26-3612

TONPAL(とんぱる)だより 10月号



みんながつながる
みんなの居場所
TONPAL(とんぱる)

「困ったときに相談できる」「学び、交流できる」

「誰もが安心して過ごせる」

TONPALは年齢・性別・国籍などにかかわらず、
「一人ひとりの人権が尊重されるまち」をめざして、
地域のみなさんの交流や活動を応援する施設です。

文化活動、学習会、趣味のサークル、地域活動などさまざまな団体・サークルのみなさんが活動しています。
地域のみなさんが出会い、学び、交流する場として、ぜひご利用ください。
たくさんの方のご来館をお待ちしています!

人権、多文化共生、男女共同参画などをテーマに、さまざまな講座を開催しています。

広報等をご覧いただき、ぜひご参加ください!

裏面もご覧ください



お気軽にご相談ください(相談は無料です)

人権相談	部落差別、障がい者差別など	月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:00	1階	24-3700
生活相談	日常生活の相談や福祉・年金など			
就労支援相談	就職支援や相談など			
外国人市民相談	日常生活で感じている不安や困りごとなど	月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:00	2階	55-2018
女性の悩み相談	女性からのあらゆる相談、DV相談など **(要予約)**	①10/6(火)　9:30～12:30 13:30～15:30 ②10/8(木)　10:30～12:30 13:30～15:30 ③10/17(土)　9:30～11:30	2階	23-0030
女性のための電話相談	女性相談員による相談	10/23(金) 13:30～16:00	―	23-0567

※土・日曜日は職員が対応し、相談内容や連絡先をお聞きして、相談員に引継ぎます。

令和８年度ウィズネット研修会

地域みんなで こどもの権利を 守ろう

とんだばやし こどもの権利条例

１０月２３日（金）

午後１時３０分～午後３時３０分

富田林市立
多文化共生・人権プラザ
（TONPAL）
３階会議室A／B

こどもの声を大切にし、こどもの権利を守るために制定された「富田林市こどもの権利条例」は令和８年７月１日に施行されました。条例の制定過程や、条例に込められた思い、ポイントを学び、未来を担うこどもたちのために私たちができることを一緒に考えてみませんか。



講師：こども政策課職員

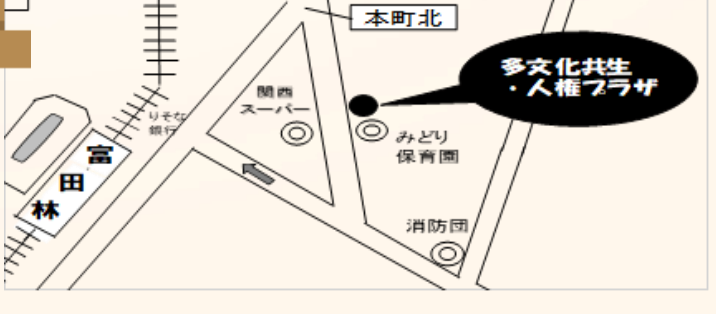
テーマ
富田林市こどもの権利条例とは？
～みんなで知ろう・考えよう こどもの権利～

「自分の気持ちを言っていいの？」
「安心して過ごせるってどういうこと？」
こどもは守られる存在であると同時に、意見を持ち、参加する大切な権利の主体です。
「富田林市こどもの権利条例」を通じて、毎日の生活の中にある大切な権利を一緒に見つけましょう。

【タイムスケジュール】
・条例制定過程の取組と条例について（１時間程度）
・かるた等のワーク（３０分程度）
・質疑応答（１５分程度）

【お申込み・お問い合わせ】
富田林市立多文化共生・人権プラザ2階
男女共同参画センターウィズ
10/8(木)～　☎0721-23-0030
申し込み先着順　(定員30名)

☆「ウィズネット研修会」は、市男女共同参画センター登録グループで構成された連絡会「ウィズネット」と富田林市が協働で実施する研修会です。
市男女共同参画センターウィズはTONPAL２階にあり、男女共同参画に関する取組みの拠点として、グループ活動の支援を行っています。



【主催】　男女共同参画ウィズネット